

CLAIR REPORT

欧州連合における姉妹都市提携

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 182 (March 10, 1999)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

目 次

はじめに	1
第1章 西欧における姉妹都市提携関係の開始	2
第2章 欧州連合における姉妹都市提携関係の現状	3
第3章 姉妹都市提携関係締結の手続き	6
1 計画の作成	6
2 提携先の選定	6
(1)欧州地域地方自治体協議会 (Council of European Municipalities and Regions, CCRE)	6
(2)世界姉妹都市連合 (United Towns Organization, FMCU)	6
3 準備段階における訪問	6
4 実施のための体制の整備	7
5 財源の確保	7
6 広報	7
7 式典の実施	8
第4章 姉妹都市提携関係の態様	9
1 交流の形態	9
2 交流の内容	9
(1)教育交流	9
(2)文化交流	9
(3)スポーツ交流	9
第5章 姉妹都市提携関係の変化	10
1 経済的側面を重視した提携	10
2 社会的問題に関する協議	10
3 三角関係姉妹都市提携関係の成立	10
第6章 欧州連合と他の欧州諸国地方自治体間の姉妹都市提携	11
1 現状	11
2 提携の形態	11
(1)中欧・東欧諸国	11
(2)独立国家共同体	12
第7章 欧州連合と発展途上国地方自治体間の協力	15
1 事業の概要	15
(1)アフリカ、中米及び太平洋諸国	15
(2)南米、アジア諸国	15
(3)地中海沿岸諸国	16
2 欧州連合加盟国地方自治体の国際交流協力のための法整備	16
結 論	18
参考文献	20

はじめに

近年我が国では、地域社会全般において国際化の進展が顕著にみられるが、これに応じて地方自治体の国際的活動も活発となり、外国の地方自治体との間で情報、知識の交換、人的・物的交流が盛んに行われている。特に、地方自治体による国際的な交流事業は、姉妹都市提携関係を通じて実施されることが多い。その目的は単に友好親善のみならず、地域相互の発展に寄与する文化的、教育的、経済的交流等広範囲に及んでいる。

さらに近年の新しい傾向として、地方自治体による国際協力への関与も見られるようになった。双方が直面する共通の問題を解決するための共同研究や共同事業を実施するという相互協力型、貢献型の国際協力がますます重視されている。

我が国では、これまで、国際交流、協力は主として官庁主導により行われてきた。しかし今後は、米国や欧州の例のごとく、民間の主導による民際交流、民際協力をも採り入れた、より幅の広い国際交流、協力が実施されることが期待されている。したがって今後は地方自治体のみならず、地域国際化協会の仲介により、企業、非政府機関、ボランティア団体、一般市民を含めた幅広い協力体制を整備していくことが必要であろう。このことにより、地域による国際交流協力が、より安定した基盤に基づいて行われることになる。

こうした新しい動きの中で、地域住民、特に青少年たちは、地域社会に根ざした身近な国際交流、協力をを行う機会を持つことになる。その結果、彼らは国際感覚を養うとともに、地域の文化、社会、歴史の持つ意義や魅力、郷土の良さを再認識することになる。そして、仕事や日常生活を通じて、地域の文化や経済の振興に努めようとする公共精神が涵養されることが期待される。

このような我が国における地方の国際化の現状に鑑み、財団法人自治体国際化協会では、地方自治体による姉妹都市提携関係が進んでいる欧州連合の実情を調査した。欧州連合は、第二次世界大戦後、姉妹都市提携関係を通じて地域住民に「欧州市民」としての意識を高めさせてきた。また、欧州連合以外の欧州地域及び発展途上国との姉妹都市提携関係を通じて国際協力を行い、欧州連合が重視する民主主義と市場経済体制を他の地域に普及することに努めている。

当レポートは、こうした欧州連合の近年の施策を調査した報告書である。調査は主として当協会常務理事 岩波 徹が担当し、レポートにまとめた。我が国地方自治体の姉妹都市提携関係の方向付けのため、何らかの参考になれば幸いである。

第1章 西欧における姉妹都市提携関係の開始

欧州における姉妹都市提携関係は、第二次世界大戦後、西欧で始まった。その理由は、第二次世界大戦中、欧州で、各国市民同士が敵・味方に分かれて武器を取って戦うという苦い経験に対する反省に基づいている。このため、欧州の平和と社会の繁栄は、市民の相互理解と友好親善関係の維持を基礎として実現されなければならないとの認識が第二次世界大戦後一般に高まり、そのための手段として姉妹都市提携関係の結成が有効と考えられた。即ち和解のための提携である。

このため、欧州共同体内で提携関係の中心になったのは、フランスとドイツであった。隣国同士で戦った第二次世界大戦の悲惨な経験に鑑み、両国の市民同士の友好親善関係の増進が、独・仏間恒久平和や欧州共同体強化のために、最も重要と考えられたためである。ライン川をはさんで、双方の都市が姉妹提携関係を結ぶことにより、交流のための各種の行事が行われ、市民相互間で、お互いの文化に対する理解を深めることとなった。

その後、欧州連合の前身である欧州経済共同体(EEC)が1958年に結成されると、姉妹都市関係を促進する運動は、その設立条約によって認知されることになった。欧州共同体設立を規定したローマ条約(1958年)の前文には、欧州統合の条件として、加盟国市民間の関係の緊密化、連帯感の醸成を図る必要があると規定されている。欧州共同体が目指す、民主主義の尊重、地方自治の促進、政策決定過程への市民の関与等の目標を実現するために、姉妹都市提携は重要な役割を果たすことが期待されたからである。

1960年代には東西冷戦を緩和し、両陣営に分かれた住民間の相互理解を図るため、姉妹都市提携が結ばれた。フランスのディジョン市と、ソ連邦のスターリングラード市間の姉妹都市提携や、東西両ドイツの都市間の提携がその例である。これらは、いわゆる相互理解促進のための提携であった。

その後、1970年代以降新たに加盟した諸国のうちアイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガルについては、地理的に欧州共同体の辺境地域にあると見なされ、中心部諸国との統合を促進するため、これらの国を含めた姉妹都市提携関係が奨励された。また、財政的補助策として、1990年には姉妹都市助成基金が創設された。

こうした地方自治体間の国際的な提携は、国際協定によっても保障された。1980年には欧州会議(1949年設立、参加国40国、本部 ストラスブール)の主導により、欧州基本協定が締結された。この協定によって欧州の隣接国の地方自治体は、国境を越えて交流関係を推進するため、国の許可を得て共同施策を実施し、そのための地域的な協定を結ぶことが奨励されることとなった。

第2章 欧州連合における姉妹都市提携関係の現状

欧州統合の進展に伴って、域内姉妹都市関係も促進される傾向にある。欧州連合を結成したマーストリヒト条約(1993年)の中でも、欧州統合を促進するため、市民及びその代表者が姉妹都市提携関係に積極的に参加することが、加盟各国市民間の相互理解と欧州連合への帰属意識を高める上で効果的である旨が述べられている。各国地方自治体が抱える共通の問題、例えば地方行政、都市計画、外国人居住者の処遇等に関する普遍的な対処策を見出そうと、各自治体が連携して努力することにより、地方レベルでの協力精神が生まれる。さらに、個別の事業に市民が関与することにより、彼らの中にある欧州人としての連帯感が強化されることが期待されている。

1995年に新たに加盟したオーストリア、フィンランド、スウェーデンを含めて欧州連合は15国となったが、地理的な距離をいかに克服して「市民の欧州」を作るかが、今後の課題となっている。

現在、欧州連合内で約8,000の姉妹都市提携関係が結ばれている(別表1)。

提携数が最も多いのがフランスで、全体の29%を占め、25%を占めるドイツと合わせて、欧州連合全体の半分に達している。英国(11%)、イタリア(6%)がこれに次いで提携数が多い。

他方、姉妹都市提携関係にある地方自治体の割合が多いのは、スウェーデン、デンマーク、フィンランド等のスカンジナビア諸国である(別表2)。これは主としてスカンジナビア諸国相互間で姉妹都市関係が多く結ばれていることの反映である。

姉妹都市提携関係にある地方自治体に住む住民の割合は、ドイツ(66%)、フランス(52%)が、スカンジナビア諸国に次いで高い。他方、周辺地域にあるギリシャの場合は22%に過ぎない。

さらに、周辺国の場合、姉妹都市提携は一部の主要な州、県に集中する傾向がある。ギリシャの場合、51県のうち姉妹提携の半分以上が6県により行われている。アイルランドでは、26県中4県で半数を占め、ポルトガルにおいても20県のうち6県で半数以上に達している。

(別表 1)

欧州連合加盟諸国間の姉妹提携数(1995年)

	ベルギー	デンマーク	ドイツ	ギリシャ	スペイン	フランス	アイルランド	イタリア	ルクセンブルグ	オランダ	オーストリア	ポルトガル	フィンランド	スウェーデン	英国
ベルギー		4	140	4	6	280	4	31	9	69	6	2	2	1	31
デンマーク	4		102	4	5	12	3	9	1	9	4	2	144	187	25
ドイツ	140	102		18	29	1,855	7	285	14	201	200	21	69	55	484
ギリシャ	4	4	18		14	40	3	42	2	5	-	1	-	2	3
スペイン	6	5	29	14		344	2	59	2	3	1	62	-	1	15
フランス	280	12	1,855	40	344		112	352	20	39	30	97	4	5	894
アイルランド	4	3	7	3	2	112		11	1	3	-	2	-	-	18
イタリア	31	9	285	42	59	352	11		9	17	35	8	3	7	31
ルクセンブルグ	9	1	14	2	2	20	1	9		5	4	3	-	-	3
オランダ	69	9	201	5	3	39	3	17	5		5	4	4	-	50
オーストリア	6	4	200	-	1	30	-	35	4	5		1	5	1	2
ポルトガル	2	2	21	1	62	97	2	8	3	4	1		-	-	9
フィンランド	2	144	69	-	-	4	-	3	-	4	5	-		336	6
スウェーデン	1	187	55	2	1	5	-	7	-	-	1	-	336		7
英国	31	25	484	3	15	894	18	31	3	50	2	9	6	7	
合計	589	511	3,480	138	543	4,084	166	899	73	414	294	212	573	602	1,578

全提携数: 14,156

出典: 欧州地域地方自治体協議会

(別表 2)

欧州連合諸国における姉妹都市提携関係にある地方自治体数(1996年)

	地方自治体数(a)	姉妹都市提携関係地方自治体数(b)	割合 (b/a、%)	姉妹都市提携関係の相手国名		
				1位	2位	3位
ベルギー	589	392	67	フランス	ドイツ	オランダ
デンマーク	275	231	84	スウェーデン	フィンランド	ドイツ
ドイツ	14,627	2,485	17	フランス	英 国	イタリア
ギリシャ	5,826	135	2	イタリア	フランス	ドイツ
スペイン	8,097	410	5	フランス	ポルトガル	イタリア
フランス	36,763	2,837	8	ドイツ	英 国	スペイン イタリア
アイルランド	118	120 ⁽¹⁾	—	フランス	英 国	イタリア
イタリア	8,097	711	9	フランス	ドイツ	スペイン
ルクセンブルグ	118	29	24	フランス	ドイツ	ベルギー イタリア
オランダ	625	372	59	ドイツ	ベルギー	英 国
オーストリア	2,354	352	14	ドイツ	イタリア	フランス
ポルトガル	4,525 ⁽²⁾	132	3	フランス	スペイン	ドイツ
フィンランド	455	370	81	スウェーデン	デンマーク	ドイツ
スウェーデン	288	268	93	フィンランド	デンマーク	ドイツ
英 国	471 ⁽³⁾	1,124 ⁽⁴⁾	—	フランス	ドイツ	オランダ

(1)県、市町村以外の提携関係をも含む。

(2)小教区を含む。

(3)郡のみである。

(4)郡以外の提携関係をも含む。

出典:欧州連合における自治体の姉妹提携(欧州委員会)

第3章 姉妹都市提携関係締結の手続き

1 計画の作成

姉妹都市提携関係を結ぶための計画を作成する。はっきりとした目的を持つことが、住民の理解を得るためにも必要である。

2 提携先の選定

姉妹都市提携の相手の選定は、慎重に行われる。提携関係を持った後、各種の交流事業を行うに適当であり、これが可能な相手を選ぶ必要がある。単に首長による思いつきでは、交流は1回の相互訪問で終わってしまい長続きしない。通常、自分たちと類似の特色を持っているか、あるいは全く異なった、相互補完的な機能を持った相手が提携先として選定される。人口規模や地理的条件も考慮される。共通の歴史を持つか、また、社会的、文化的、言語的条件も加味される。もしも適当な相手が見つからなければ、提携希望リストを持つ国または欧州の紹介・援助専門機関と協議が行われる。現在欧州で姉妹都市提携を仲介しているのは、下記の二つの機関である。

(1) 欧州地域地方自治体協議会 (Council of European Municipalities and Regions, CCRE)

全欧州27国にある10万の地方自治体の代表機関。その目的は地方自治を推進し、市民の欧州を作ることにある。財政、行政、技術面での知識・経験の交換、ノウハウの移転等の国際協力を行う。

1971年設立、本部 パリ。

(2) 世界姉妹都市連合 (United Towns Organization, FMCU)

全世界の地方自治体約2,000が加盟。平和、民主主義、地方自治の確立のため、姉妹都市提携及びこれを通じた文化、社会、経済面での技術協力の実施を目的とする。

具体的な対象としては、移住者の地位と処遇、婦人の地位、環境保護、水資源開発、公衆衛生等である。

1957年設立、本部 パリ。

3 準備段階における訪問

提携の相手が定まると、提携条件を話し合うため双方の自治体関係者の会合が開かれる。通常、文化・スポーツ関係行事が行われる際に、相手の地方自治体関係者が訪問し、これに参加する。その際、交流の内容につき協議する。

これは双方の最初の顔合わせである。

4 実施のための体制の整備

提携の内容を実施するためには、体制作りが必要である。主管する組織の指定、事業計画の作成、職員の配置を行う。組織としては、①行政機関自身が委員会を作ってその実施主体となる ②協会のような別の専門の実施団体を作る ③既存の組織を活用する、という方法がある。

事業の実施に参加するのは、公的任務に就いている行政、議会関係者のみならず、地域の民間団体、教育・文化機関、職業団体等年齢や職業を異にする多様な人々となることが、円滑な運営のために効果的である。企画・実施面で中心となって活動する専門職員を計画的に育成することが望ましい。

関係者が代わっても交流活動が継続して行われるよう、事業計画は長期的な見通しに立って作成する必要がある。特に、首長の交代によりその影響を受けずに姉妹都市提携事業を安定的に継続するためには、関係諸団体からの代表者が参加する独立した政策決定機関を設けることが望ましい。同時に、地方自治体も同機関の活動を監督するための組織を指定することが適当である。

5 財源の確保

交流活動実施のための財源の多くは公的資金で、地方自治体の予算から支出される。参加団体は、会費等を徴収する他、寄付金あるいは催し物の開催による収益金を事業の実施に充てるのが一般的である。市民の関心を高め、寄付や自発的な労働奉仕を促すことが、財源の拡大、財政の健全化のために必要である。

民間企業から、物的・人的支援を得ることも望ましい。これには、場所や支援者の提供、機材の貸与、供与等がある。

6 広報

姉妹都市提携の事業及びその活動内容を広報することは、市民の関心を高め、事業を支持しこれに参加する意欲を持たせるためにも重要である。このため、組織の中に広報担当部門を置く必要がある。現在各地で行われている最も簡単な広報方法としては、市内に入る主要道路に掲示板を掲げ、姉妹都市提携相手都市名を、欧州連合徽章とともに表示する方法がある。

メディアを通じた広報の形態は、その都市の規模による。小都市の場合には、市の広報誌等を通じて直接市民に通知することが可能である。大都市の場合には、市の広報誌の他、電飾掲示板、地方紙、ラジオ、テレビ局を通じた広報を利用する。また、インターネットのホームページ掲載等も良いであろう。市の文化行事や展示会が開催される際には、提携先都市の広報スタンドを設けて人を配置し、資料を配布することも効果がある。

7 式典の実施

姉妹都市提携関係は、公式な式典により正式に発足させることが望ましい。式典では、双方の市長が宣言文書に署名する。宣言文書では、両市の提携が市民相互間の理解と友好を深めるために役立つこと、及びこれを契機に欧州統合に向かって双方が努力する旨の決意が表明される。その際、行政や議会関係者、諸団体、一般市民がこれに立ち会うのは無論のこと、相手側都市からもできるだけ多くの関係者が式典に参加することが望ましい。

通常、一方の市で式典が行われると、他方の市でも同様な式典が開催される。

式典では欧州統合の理念を称え、両都市間の友好親善関係の増進を祈念するような、厳粛かつ華やかな雰囲気を醸し出すことが望ましい。

第4章 姉妹都市提携関係の態様

1 交流の形態

交流の形態としては、次のものがある。

- ① 市民相互の人的交流
- ② 関係者、専門家による国際会議、セミナー、シンポジウム、研修会等の開催

2 交流の内容

交流の具体的な内容としては、教育、文化、スポーツ分野がある。地域の特性を生かした国際的な交流事業を行うことが望ましい。

(1)教育交流

学校や大学を通じて、相手都市の学校・大学と提携関係を結ぶことになる。これにより、提携相手の言語に対する生徒の関心も高まる。そして、交流を促進するため、生徒は相手の言語を学ぶようになる。場合によっては、正式の教育課程の中に言語学習が組み込まれる。一般的な事業として、語学の研修(3～8か月)や学生・青年の交流(15～25歳、2～3週間)が行われる。

教育交流の結果、提携先の社会、文化、言語を知ることができる。それとともに、特に若い世代の市民は欧州人としての自覚を深め、また交流を通じて各個人の役割、責任感を自覚することになる。

(2)文化交流

文化交流事業としては、音楽、演劇の上演、美術工芸展の開催を相互に行うのが一般的である。こうした文化行事によって参加者は、相手の文化に接する機会を得るとともに、自らの文化を通じて自分たちが住む社会の文化的背景を再認識し、欧州連合に属する市民間の紐帯を強めようとする意欲を喚起される。

(3)スポーツ交流

スポーツ少年団体や国際競技会、交流試合等アマチュアスポーツの交流は、姉妹都市提携でしばしば行われる有力な事業である。特に団体競技の開催は、関係者の連帯感の醸成に役立つ。必要なことは、競技者として、また観衆として、市民に行事参加への意欲を持たせることである。

スポーツ交流の長所は、開催が容易で、多くの観衆を動員する効果が大いである。事業は学校の休暇時期に行われることが多い。また、ハイキングや自転車の遠乗りも、大勢の人が参加でき、また提携都市以外の住民の注目を引いて、報道機関にも取り上げられる等、広報効果が大い。

第5章 姉妹都市提携関係の変化

1 経済的側面を重視した提携

近年、欧州連合内の姉妹都市提携関係は、友好親善、教育・文化・スポーツ交流から、相互の経済活動を活性化し、地域の振興を図るといった経済的側面を重視した産業経済交流が多くなっている。特に、英・仏間の姉妹都市関係にその傾向が強い。失業対策として、相手側提携都市に所在する企業からの投資を誘引するため、双方の商工会議所を中心に提携関係が結ばれることが多い。その結果、マーケティング情報の交換、物産見本市、展示会が開催されるほか、地場産業の技術移転やベンチャービジネスの開始にまで発展する例もある。さらに、出張所が開設される場合もある。これらは民間団体、産業界、第三セクターの事業として行われることが多い。

2 社会的問題に関する協議

欧州連合加盟国地方自治体において、外国人移住者が増加するに伴い、彼らの処遇に関する問題が発生している。このため、姉妹都市提携地方自治体間で外国人移住者への処遇政策を協議し、解決策を見出したいとの希望が高まっている。さらに、麻薬や犯罪の防止、エイズ対策、身体障害者の社会参加等、社会的な共通関心事項に関する協議も盛んになっている。こうした傾向は、地方分権の推進により、地方自治体の権限が増加し、新規事業を開始する必要上、他の自治体の例を参考にしたいとの意向の反映と思われる。

3 三角関係姉妹都市提携関係の成立

既存の姉妹都市提携関係に第三の都市が参加し、三角関係の姉妹都市提携を成立させる例が増えている。これは、欧州連合の拡大に伴い、二都市間の距離が長くなる傾向にあるため、中間にある第三の都市が参加することにより、中間の都市で会議を開く利便が得られるとともに、規模の拡大によって、事業に使える予算がより潤沢になるという効果もある。欧州連合も、こうした三角関係姉妹都市提携を奨励し、財政援助を行っている。

第6章 欧州連合と他の欧州諸国地方自治体間の姉妹都市提携

1 現状

欧州連合は、加盟国と他の欧州諸国地方自治体間の姉妹都市提携を促進しており、その提携数は3,600件に達している。特に望ましい事業あるいは相手先として欧州連合が希望するのは、次の範疇のものである。

- ① できるだけ多くの市民が参加できるもの。地方自治体関係者のみの交流や、観光、慰安旅行を目的としないもの。
- ② 青少年や身体障害者が参加できるもの。
- ③ 250km以上離れた遠隔地地方自治体間の提携事業。
- ④ 欧州連合の周辺地域に位置する地方自治体が参加するもの。
- ⑤ 三つ以上の地方自治体の提携をもたらすもの。
- ⑥ 小規模地方自治体間の提携。

2 提携の形態

欧州内の提携は、一般に東西欧州間の協力と呼ばれている。具体的な提携形態としては、

- (1) 欧州連合と中欧・東欧諸国の地方自治体間の提携
- (2) 欧州連合と独立国家共同体諸国の地方自治体間の提携

がある。

(1) 中欧・東欧諸国

1986年、旧東西両ドイツの都市間で姉妹都市提携が図られたのを契機に、欧州共同体と東欧・中欧諸国間の都市提携が始まった。1980年代後半以降、中欧諸国における民主化の進展に伴い、欧州連合との間に姉妹都市提携を求める動きが強くなった。このため欧州共同体は、東西欧州間協力としてこれを支援する方針を決定した。1989年、ソ連圏からの離脱の動きが強まったポーランド、ハンガリー両国に対して、先進七か国首脳会議での決定に基づき、欧州連合は「ポーランド・ハンガリー経済再構築行動(Poland-Hungary – Action for Restructuring of Economy) (PHARE)として、社会・経済改革の支援事業を開始した。これは、市場経済の確立と民主主義への移行を促進するため、知識、技術、資金を提供する事業である。その後1990年には、すべての中欧・東欧諸国に拡大され、対象国は12国となった。1995年までの間に54億エキュの予算が支出された。

その後、1996年からは新たな事業として、欧州連合に加盟申請が行われ、加盟交渉を行う国に対して優先的に加盟準備事業を実施することになった。重点事業としては、①司法体制の整備(密輸入、

非合法移住者、国際的組織犯罪対策) ②環境問題 ③中小企業育成と品質管理 ④訓練・教育の実施等である。1996年から1999年までに67億エキュが割り当てられ、1998～1999年には30億エキュが支出される予定になっている。

(2)独立国家共同体

欧州連合は、旧ソ連邦の崩壊後、これを引き継いで生まれた独立国家共同体諸国の地方自治体との提携を1991年から開始した。その実施は、独立国家共同体姉妹都市提携事業(Technical Assistance to the Commonwealth of Independent States – City Twinning Programme)である。

旧ソ連邦の中央統制経済から、独立国家共同体(CIS)諸国における市場経済への移行は、各国の地方自治体にも大きな影響を与えた。それまで国や国営企業が行っていた地域住民に対する各種サービスの大部分を、地方自治体が住民に提供すべき義務として引き継いだからである。特に、都市計画、都市交通、地域経済振興等への新たな事業を独立国家共同体諸国の地方自治体を実施するためには、外国からの技術指導が必要であり、欧州連合諸国の地方自治体はその役割を受け持つことになった。そして、独立国家共同体姉妹都市提携事業(TACIS: City Twinning Programme)が1991年から開始された。その概要は次のとおりである。

◎ 独立国家共同体姉妹都市提携事業(TACIS)の概要

○成 立

1991年

○目 的

安定した民主的な社会の実現。そのための効率的な地方行政の実施。

○実施原則

民主主義の普及。人権の尊重、民主的な選挙制度の創設。効率的な地方自治体組織の形成。地方分権の促進。

○実施主体

欧州連合の地方自治体。世界姉妹都市連合開発(C. U. Development)が専門家派遣、研修生受け入れ等技術面でこれに協力する。世界姉妹都市連合開発は、世界姉妹都市連合の付属機関として1989年に設立され、南北間で地方分権型技術協力を行っている。

○対 象

独立国家共同体 12 か国及びモンゴルの地方自治体、教育機関、非政府機関、民間企業。

○実施方法

(ア)情報及び研究成果の提供

(イ)政策に関する協議

(ウ)技術・知識の移転

(エ)職員の研修

独立国家共同体の各地方自治体から 2～5 人程度が研修生として選ばれ、姉妹提携先の欧州連合の地方自治体で 12 週間程度の研修を受ける。受け入れ地方自治体の専門家が講師を務める。

さらに、自分の自治体において、8 週間程度の実地指導を欧州連合の専門家から受ける。このように、双方の地方自治体が組になって、一つのプロジェクトを実施する。

○実施プロジェクト

具体的な実施プロジェクトは、独立国家共同体の必要性と、欧州連合側の協力可能性に基づいて決定される。優先度の高いプロジェクトは、次のとおりである。

(ア)国営企業の民営化

(イ)農業振興

(ウ)エネルギー、水資源開発、運輸、通信

(エ)原子力安全

(オ)行政改革

(カ)社会保障

(キ)ごみ処理、環境保護

実施する事業は基本的な部分だけで、関連する産業基盤の構築や、大規模な機械の供与等は行われない。また、研修もその事業の実施に必要な最少限度のものに限られる。

○費用分担

欧州連合側の負担額は事業費の 80%。残りは、援助を受ける独立国家共同体側が負担する。独立国家共同体の地方自治体も費用を負担することによって、この事業は共同事業となり、実施方法の協議が行われ、結果についても共同で責任を持つことになる。

○監督

欧州連合の地方自治体が所属する国の関係機関が、事業の実施を監督する。

○結果

これまでに実施された事業は 65。欧州連合側自治体で関与した専門家は、約 2,000 人である。特に関心の高い分野は、ごみ処理、水道敷設、社会保障政策である。

欧州連合は、本件事業を実施するため、1991 年から 1997 年までの間、32 億エキュの支出を行った。予算の割当を事業分野別に見ると、原子力の安全、環境保護が 24%と最も多く、行政改革、社会保障・教育訓練(16%)、国営企業の民営化(14%)がこれに続いている。

○事業の現状

独立国家共同体姉妹都市提携事業は、1998 年以来修正が加えられ、早期に成果を上げるため、双方の地方自治体間で行われる研修事業の参加人員は 2～5 人、実施期間は 10～15 週間程度に短縮された。対象事業も、都市計画、ごみ処理、環境保護、経済発展、社会政策に加えて、緊急に対処が必要な麻薬取り締まり、化学兵器の破壊と平和利用への転換が加わった。さらに、民主主義と人権尊重の原則が破られる場合には、援助を停止するという新しい条件も付けられている。

○将来計画

独立国家共同体姉妹都市提携事業は、2000 年に事業の改革を行い、民主主義の育成の他、投資の促進も目標に掲げる。特に、ロシア・ウクライナ以外の国々への投資を促進するため、予算の 25%をこれに充てる予定である。2000 年～2006 年の予算は、40 億ユーロが見込まれている。

第7章 欧州連合と発展途上国地方自治体間の協力

1 事業の概要

欧州連合は、加盟国の諸都市と発展途上国の地方自治体間の協力を支援する事業を行っている。その対象は、(1)アフリカ、中米及び太平洋諸国 (2)南米及びアジア諸国 (3)地中海沿岸諸国で、南北間協力関係と総称されている。

(1)アフリカ、中米及び太平洋諸国

1960年代のアフリカ諸国の独立に伴い、西欧諸国との間で姉妹都市提携協力関係が生まれた。協力の対象は、保健、教育、職業訓練、農村開発等が中心である。現在 250 の提携関係があるが、そのうちフランスが 150 を占めている。

欧州連合内の姉妹都市が国際協力活動を共同で行い、その対象をアフリカの都市とする三角姉妹都市関係を結ぶ例が増えている。例えば、トランブレ市(フランス)はマルシアーノ市(イタリア)と姉妹都市関係にあるが、アフリカのブルキナファソ国のロカペーニ市と三角姉妹都市関係を結び、国際協力事業を同市を対象にして行っている。その際、欧州連合側は役割を分担し、教育関係プロジェクトはマルシアーノ市が、保健関係はトランブレ市が、それぞれ担当している。

欧州連合は、ロメ協定(1975年)の締約国であるアフリカ、中米、太平洋諸国 70 国を対象に、貿易と工業の振興を目的として信用供与を行っている。その実施機関は、欧州開発基金(European Development Fund)、欧州投資銀行(European Investment Bank)である。第四次協定の実施期間中(1991-2000年)に 146 億エキュの資金割当が行われる。

(2)南米、アジア諸国

南米及びアジアの開発途上国に対し、欧州連合は、開発援助及び経済協力を 1970 年代以降行っている。対象は地方の公的・私的機関で、開発援助、経済協力事業実施のための助成金供与の形をとっている。

南米諸国に対しては、1996 年以来、URB-AL プログラムとして、双方の地方自治体間で会議、研修を通して、知識や技術の移転を図る分権型協力事業を開始した。

アジア諸国に対しては、Asia Urbs プログラムとして、1997 年以来、社会・経済開発や、民主主義及び人権を強化するための事業を重点的に実施している。実施主体は地方自治体で、地域に根ざした小規模な事業を先導的に行い、その成果を徐々に拡大する方式をとっている。

(3)地中海沿岸諸国

地中海沿岸の発展途上国を援助するために 1990 年に創設された援助プログラムで、欧州連合内の 2 つの地方自治体が共同で対象国の 1 つの地方自治体と協力関係を締結する。情報や知識の伝達、技術の移転を主な活動としている。欧州連合は、対象事業の実施のための経費のうち 80%を助成している。

1995 年に締結された「欧州・地中海パートナーシップ宣言」に基づき、地方自治体のみならず、非政府機関、大学、民間企業も参加する総合的な地域ネットワークをつかって事業を実施する体制をとっている。事業の対象は、環境保護と持続的な経済開発の分野である。

1997 年の予算は 11.4 億エキュであった。

2 欧州連合加盟国地方自治体の国際交流協力のための法整備

欧州連合加盟国地方自治体は、発展途上国との経済技術協力援助を行うことが法律により認められている。主要国における法整備状況は、次のとおりである。なお、実施の様子は、参考文献に掲載の既刊クレアレポートを御参照願いたい。

○ドイツ

世界平和は南北間の対話、文化交流、経済・技術協力によって強化されるとして、200 の地方自治体が、発展途上国の地方自治体と姉妹都市提携関係を有している。地方自治体のうち州や市は、独自に外国地方自治体との国際交流協力を行うことが法律により認められている。町村については、教会、非政府機関、企業等民間組織と共同で事業を実施することが義務づけられている。事業内容は、地方行政に関する情報・知識の提供、技術指導、資材供与等であり、人権の尊重、政策決定過程への住民の参加促進が目標とされる。

○英国

地方自治体による開発途上国援助は、地方自治法(海外援助)が 1993 年に制定され、それまでの事実上の黙認から法的に正式に承認されることとなった。その目的は、発展途上国での民主的な地方自治の育成であり、警察、税関等職員の訓練、民主的選挙支援のための技術移転や資材供与が中心となる。実施は、地方自治体が非政府機関や他の市民、民間団体と連携して行う。

○フランス

地方自治法の改正(1982 年)により、地方自治体は開発協力省、大蔵省からの財政的支援を受けて、独自に南北間技術協力を行うことが認められた。事業としては教育・文化関係のプロジェクトが多く、実施に際しては、外務省やその他関係省と協議することが義務づけられている。現在では地方分権型

国際協力を助長するため、地方自治体及び広域行政組織が、権限の範囲内で外国の地方自治体等と協定を結ぶ例が増えている。

結 論

欧州連合における姉妹都市提携は、第二次大戦後 50 年の歴史を有するが、各々の時代に、要請される機能を果たしてきた。

第二次大戦直後には、欧州の平和、和解、友好関係の回復に寄与した。特に、戦禍の大きかったドイツ、フランス両国では、地方自治体の姉妹都市関係の締結を通じて、双方の自治体の住民間の相互理解、友好親善関係の増進が図られ、その成果を上げた。

欧州統合の目標が定まると、統合は国家間の関係にとどまらず、各国国民間の信頼関係の増進や「欧州市民」としての意識の醸成が必要とされ、姉妹都市関係がその目的に従って機能を果たした。欧州統合の域内姉妹都市提携事業を通じて、域内の国際交流が促進された。また、域内地方自治体が直面する共通の問題、例えば地域経済振興、移住者への処遇、環境の保護、社会的弱者救済等に関して、相互に情報や知識を交換し、施策の参考にする試みが行われた。

欧州連合以外の国に対しては、欧州連合諸国が尊重する民主主義、基本的人権、市場経済等の諸価値の普及を基本的な政策としている。ソ連邦の崩壊の過程で中欧・東欧諸国において民主化の動きが強まると、欧州連合との関係を持ちたいとの希望が強まった。欧州連合はこの動きに応じて、経済・社会的変革の支援を目指し、姉妹都市提携事業によって、これら諸国の地方自治体に対し、民主主義、人権尊重の徹底、選挙制度の改正、地方分権の促進等を目指して、必要な情報の提供、技術指導を行った。

欧州連合は 1991 年以降は、旧ソ連邦を引き継いだ独立国家共同体諸国の地方自治体に対し、加盟国地方自治体による姉妹都市提携を通じて研修員の受け入れや専門家の派遣を行い、民主主義や市場経済導入のための施策に関し、技術協力を行っている。この事業は、地方行政の整備と住民サービスの向上、国営企業の民営化等に効果を現している。

発展途上国との関係では、南北間分権型協力により発展途上国の地域開発のために姉妹都市提携事業を役立てるよう努めている。アフリカ、アジア、中南米の発展途上国に対して欧州連合は、姉妹都市提携協力関係を通じて開発援助、技術協力事業を行うためのプログラムを開設した。人的資源の開発を主たる目標として、教育、職業訓練、保健、農村開発等の分野で援助事業が行われている。近年は、複数の欧州連合側地方自治体が共同で発展途上国の地方自治体を援助する方式も採用されている。

このように、欧州連合における姉妹都市提携の多くは加盟国地方自治体間で結ばれており、その総数は 8,000 件近くに達している。域外では、中・東欧や独立国家共同体諸国の欧州連合への加盟希望が強まるにつれて、これらの国の地方自治体との提携数も 3,600 件と増加する傾向にある。加盟のための条件づくりに姉妹都市提携事業が利用されることが多い。発展途上国に対する関係では、開発援助は主として国の事業として行われ、地方自治体による姉妹都市提携はドイツの 200 件、フランスの 150 件と、

数は少ない。

今後、欧州連合の加盟国が増加し、統合が経済、政治、社会、文化面で進展するにつれて、姉妹都市提携は、住民の連帯感の醸成のみならず、経済的・社会的問題について協議し、解決を目指す場として役立つことが期待されるであろう。対外的には、中・東欧諸国の欧州連合への加盟準備体制を支援するための活動や、独立国家共同体諸国に、民主主義、市場経済を根付かせるための経済技術協力活動が、今後とも活発に継続されると思われる。

発展途上国との関係では、域内複数の地方自治体による共同事業が増加するとともに、日本等の先進国の地方自治体を誘って共同で姉妹都市関係を結び、アフリカ等発展途上国において、各々が得意とする専門分野で、小規模ではあっても効果的な援助事業を行うよう希望し、これを試みるものと予想される。

日本と欧州連合間の姉妹都市提携関係は196件と、我が国の提携数全体(1,304件)の15%程度である。今後、我が国が欧州連合との間で姉妹都市提携を推進するに際しては、欧州連合が抱く姉妹都市提携に関する上記の希望をも斟酌して、双方にとって都合の良い事業を実施することが望まれる。

参考文献

1 文書

- *The Town Twinning in the European Union*, European Commission
- *General Report on the Activities of the European Union 1997*, European Commission
- *Monthly Europe*, European Commission
- *Cités Unies*, 世界姉妹都市連合 (FMCU) 機関誌、1998 年
- *Rapport d'Activités*, 世界姉妹都市連合 (FMCU) 年次活動報告書、1998 年
- 「フランス地方自治体の国際交流」(クレアレポート 45 号、1992 年)
- 「英国における姉妹都市提携と地方団体」(クレアレポート 49 号、1992 年)

2 ホームページ

- 欧州連合
<http://europa.eu.int/index-en.htm>
- 欧州委員会事務局 (地域政策局)
http://europa.eu.int/comm/dg16/index_en.html
- 世界姉妹都市連合
<http://citiesnet.uwe.ac.uk/tacis/tacis.htm>
- 欧州地域地方自治体協議会
<http://www.kenpubs.co.uk/cemr/progeng.html>
<http://www.ccre.org/info/index.shtml>

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入ーメリランド州モンゴメリカウンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国の「新都市」について～住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティングー住民自治の原型ー	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発ーその制度の変遷と事例ー(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発ーその制度の変遷と事例ー(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援ー欧州の現状ー	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度ー地方の行政を中心にー	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください